

平成二十八年三月二十三日提出  
質問第二〇六号

特定秘密の保護に関する法律第十条第一項の解釈に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

特定秘密の保護に関する法律第十条第一項の解釈に関する質問主意書

特定秘密の保護に関する法律第十条第一項の解釈について、疑義があるので、以下質問する。

- 一 特定秘密の保護に関する法律第十条第一項の規定によれば、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのある特定秘密は、公益上の必要があつたとしても、提供できないものがあると解してよいか。政府の見解を示されたい。

右質問する。